

# 衆議院地方創生に関する特別委員会ニュース

【第 208 回国会】令和 4 年 3 月 16 日（水）、第 4 回の委員会が開かれました。

## 1 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第 27 号）

- ・野田国務大臣、赤池内閣府副大臣、池田文部科学副大臣、宮路内閣府大臣政務官、鳩山総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・高橋千鶴子君（共産）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成—自民、立民、維新、公明、国民 反対—共産）  
（質疑者） 齋藤洋明君（自民）、中川宏昌君（公明）、白石洋一君（立民）、緑川貴士君（立民）、守島正君（維新）、西岡秀子君（国民）、高橋千鶴子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 齋藤洋明君（自民）

- (1) 職業能力開発短期大学校から大学への編入学
  - ア 編入学を同一区域内に限っている趣旨
  - イ 編入学の全国展開を可能にする具体的な成果
- (2) 国立大学法人の土地等の貸付け
  - ア 国立大学法人が国立大学法人法第 22 条第 1 項に定める本来目的以外の業務を行うことができないこととしている趣旨
  - イ 革新的な研究開発の定義及びそれに該当するかを判断する主体
- (3) 区域計画の認定を受けようとする地方公共団体等に対する援助に係る規定の追加
  - ア 構造改革特区の認定を受けた地方公共団体において事業実施に至らなかった又は実施はしたが活動が広がらなかった事例の阻害要因
  - イ 今回の改正により改善は期待できるのかの確認
  - ウ 区域計画の認定を受けようとする地方公共団体が早い段階で支援を求めやすい環境をつくることの重要性

### 中川宏昌君（公明）

- (1) 職業能力開発短期大学校から大学への編入学
  - ア 編入学がこれまで認められなかった理由
  - イ 大学と職業能力開発短期大学校の単位互換の実績が上がらなかった要因
  - ウ 単位認定の実績が積み上がった場合の学校教育法の改正の可否及び職業能力開発短期大学校の修了生の進学の実績が増えることについての政府の見解
  - エ 編入学した者の大学生活や経済面に対する国の助言やサポートの必要性
  - オ 産学官全体で地方の人材を育成する重要性に対する政府の見解
- (2) 国立大学法人の土地等の貸付け
  - ア 大学が所有する土地等の貸付けが認可制である趣旨
  - イ 土地等の貸付けにより収入が増えた場合の国立大学法人運営費交付金の扱い及び土地等の貸付けに係る手続の負担についての政府の見解

### 白石洋一君（立民）

- (1) 消防団員のなり手不足

- ア 消防団員の過度な負担となる行事等の見直しに向けた消防庁の取組
  - イ 消防団員に対する報酬は個人の口座に直接振り込む必要性
  - ウ 消防庁は報酬等の支給方法について地方公共団体を指導する必要性
  - エ 消防団協力事業所表示制度の認定を受けた事業所に減税措置等を講ずる地方自治体に対して特別地方交付税で考慮する必要性
  - オ 消防団員の処遇に関する企業の就業規則等のひな形を消防庁で作成する必要性
- (2) 本法律案に定める地方自治体への必要な情報の提供及び助言を公平に行う必要性

**緑川貴士君（立民）**

- (1) 職業能力開発短期大学校から大学への編入学
- ア 約 20 年間認めていなかった編入学を構造改革特区内において認めることとした理由
  - イ 構造改革特区外においても、職業能力開発短期大学校を高等教育機関として位置付け、大学への編入学を認める必要性
- (2) 職業能力大学校及び職業能力開発短期大学校の教育制度上の位置付け
- ア 卒業時に学位を取得できないという課題等の解決に向けた、省庁横断的な教育制度の見直しの必要性
  - イ 全国の職業能力大学校及び職業能力開発短期大学校の教育制度上の位置付けの見直しの必要性についての野田国務大臣の見解
- (3) 職業能力開発短期大学校から大学への編入学を認める場合の課題
- ア 職業能力開発短期大学校の 1、2 年次の学習内容と大学の 1、2 年次のそれとの同等性の確保策
  - イ 大学によって単位認定の扱いが異なるために生じる弊害への対応

**守島正君（維新）**

- (1) 創設から 20 年経過した構造改革特区制度の評価及び経済効果
- (2) 本法律案
- ア 対象となる職業能力開発短期大学校の数及び生徒数並びに編入先の大学、学部及び編入者数
  - イ 現行の国立大学法人所有の土地の貸付けの認可に要する期間及びそれによる機会損失の程度
  - ウ 地方公共団体に対する援助に係る規定を法律に明記する理由
  - エ 民間企業に対する援助に係る規定を明記する必要性
  - オ 民間企業の知見の活用策
- (3) 国家戦略特区制度のスーパーシティ構想における区域の指定基準並びに指定される大阪府市及びつくば市の提案についての評価
- (4) 抜本的な規制改革に向けた今後の取組

**西岡秀子君（国民）**

- (1) 構造改革特区制度の目的及び今後の在り方について整理する必要性
- (2) 特区制度について、構造改革特区、総合特区及び国家戦略特区の整理統合を含めた根本的な議論を行う必要性
- (3) 職業能力開発短期大学校から大学への編入学
- ア 特区法の改正ではなく学校教育法の改正で対応する必要性
  - イ 今後の地方公共団体の活用希望の見込み
  - ウ 教育機会の平等という観点から、地域を限定して特例を認めることに対する文部科学省の見解
  - エ 本法律案による人材育成の目的及び政策方針

高橋千鶴子君（共産）

国立大学法人の土地等の貸付け

- ア 構造改革特区計画に記載する内容
- イ 追加で土地を貸し付けたり、テーマを追加する場合も届出でよいかの確認
- ウ 貸付け後の使用状況を確認する仕組み
- エ 国立大学法人所有の土地だけでなく、地域全体の土地の利用として総合的な影響を考慮し、貸付けを行う必要性
- オ 東北大学川渡フィールドセンターの老朽化した施設の改修費用を計上する必要性
- カ 震災による放射能汚染を受けて風力発電事業に土地を 20 年間貸し付けた後、震災前に行っていた放牧を再開できるかの確認
- キ 事前届出制を認めることにより、地域住民への説明がないまま貸付けが行われる可能性